

関西棋院個人会員規約

第1条 (目的)

本会は、囲碁を通じて、会員相互の親睦を図るものとする。

第2条 (会員)

会員とは、この規約を承認した上で、第4条に定める会費を納めた個人の会員をいう。

第3条 (入会)

1. 所定の入会手続きを完了し、関西棋院の承認をもって入会の成立とする。
2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で入会手続きを行う。

第4条 (年会費)

1. 年会費は次のように定める。

(1) ゴールド会員	年会費	100,000 円
(2) シルバー会員	年会費	15,000 円
(3) ファンクラブ会員	年会費	4,000 円
2. 年会費は全額一括前払いとする。
3. 年会費は理由の如何を問わず一切返金しないものとする。

第5条 (会員資格及び有効期間)

1. 会員の資格有効期間は、入会の成立した日が含まれる月及び翌月からの1年間とする。

なお、資格有効期間満了になる月の末日までに、所定の更新手続きを行えば、1年間延長できる。以後も同様とする。

例) 2019年4月10日入会成立の場合、2019年4月～2020年4月末日が資格有効期間。
2020年4月に更新した場合、2020年5月1日～2021年4月末日が資格有効期間。
2. 一度退会した会員が、再度入会するには、再登録手続きを行わなければならない。

なお、再登録には、所定の再登録料を支払わなければならない。

第6条 (特典)

会員は次の特典を受けることができる。

1. ゴールド会員
 - (1) 会員証の発行
 - (2) 季刊誌の贈呈
 - (3) ホームページにおける会員専用ページ閲覧
 - (4) 囲碁用品の割引購入
 - (5) 関西棋院囲碁サロン入場及び、指導碁の割引
 - (6) 関西棋院の教室受講の割引
 - (7) 関西棋院主催の行事等の招待
2. シルバー会員
 - (1) 会員証の発行
 - (2) 季刊誌の贈呈
 - (3) ホームページにおける会員専用ページ閲覧
 - (4) 囲碁用品の割引購入
 - (5) 関西棋院囲碁サロン入場及び、指導碁の割引
 - (6) 関西棋院の教室受講の割引
3. ファンクラブ会員
 - (1) 会員証の発行
 - (2) 季刊誌の贈呈
 - (3) ホームページにおける会員専用ページ閲覧
 - (4) 囲碁用品の割引購入

第7条 (義務)

1. 会員は、関西棋院が付与する会員証及び会員 ID・パスワードの管理責任を負うものとする。
2. 会員は、会員証及び会員 ID・パスワードを第三者に貸与、譲渡をしてはならない。
3. 会員証及び会員 ID・パスワードの管理不十分、第三者による損害の責任は、会員が追うものとし、関西棋院は一切責任を負わない。
4. 会員が、他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、関西棋院は一切の責任を負わないものとし、会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、関西棋院に迷惑又は、損害を与えないものとする。
5. 会員は、氏名、住所等に変更があったときは、速やかにその旨を関西棋院に届け出なければならない。
6. 会員は、会員証を紛失、又は盗難にあったときは、速やかに関西棋院に届け出て、会員証の再発行を受けることとする。
ただし、再発行には、所定の手数料を支払わなければならない。

第 8 条 （資格停止及び除名）

関西棋院は、会員が次のいずれかに該当すると認めた場合、資格の一時停止、又は除名することができる。

1. 本規約、その他関西棋院が定める規則に違反したとき
2. 関西棋院の名誉、信用を毀損、または目的に反する行為をしたとき
3. 入会書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
4. 品位を損なうと認められる非行があったとき
5. その他、関西棋院が会員として不適切と判断したとき

第 9 条 （退会）

1. 会員は、任意に退会できるものとする。
2. 会員が、退会を希望する場合、関西棋院に退会の申し出をするとともに会員証を返却しなければならない。
3. 会員資格有効期間満了までに、更新の手続きを行わない限り、退会したものとす。
4. 退会の理由の如何を問わず、年会費は返金しないものとする。

第 10 条 （会員情報等の公開）

会員情報については、イベント、式典の案内等、関西棋院の運営目的にのみ使用するものとする。

第 11 条 （改定）

関西棋院の判断により、本規約を改定及び変更することがある。
この場合、関西棋院は、会員にその内容を通知するものとする。

第 12 条 （補足事項）

1. インターネット対局サイト「まいど！」の「トクトクコース年払い」加入者は、自動的に関西棋院シルバー会員となり、「トクトクコース年払い」に加入している間の関西棋院シルバー会員年会費の支払いは免除される。なお、「トクトクコース年払い」の期限が関西棋院シルバー会員の期限となる。
2. 関西棋院シルバー会員加入者が「トクトクコース年払い」に新たに参加する場合、両方の期間が重複していても、その間の関西棋院シルバー会員年会費は、返金しないものとする。

（附則）

本規約は 2019 年 4 月 1 日より適用する。